

第10章

基準・認証制度

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

製品の品質等に関する基準及び特定の製品がその基準に適合しているかについて判断する認証制度は、各国において、品質の確保、安全性の確保、環境保全等の目的のために設定、運用されており、本来貿易制限を目的としたものではない。しかしながら、上記目的のためと称して、実際には輸入制限や輸入品の差別的待遇を企図している場合等には、基準・認証制度自体が貿易制限的な効果をもたらしうる。また、外国製品がその基準を満たしているという適合性の判定を受けることが国内産品と比して困難な場合、基準・認証制度が事実上市場参入の障壁となることがある。

係る基準・認証制度に関連した不必要な貿易障壁を取り除くためには、国際的な規律を設けることが必要であり、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）、国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）、FAO/WHO合同食品規格委員会（Joint FAO/WHO Food Standards Programme Codex Alimentarius Commission）といった国際機関において、これまでも基準及び適合性評価方法の統一作業が進められてきた。また、GATTの場においても、基準・認証制度に関して、国際的なハーモナイゼーションの推進、当該措置の透明性の確保等のための規定として、東京ラウンドにおいては1979年に「貿易の技術的障害に関

する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade）」（いわゆる「GATTスタンダード・コード」）が成立し、更に、ウルグアイ・ラウンドにおいては、スタンダード・コードの義務の明確化、強化の方向で新協定（以下「TBT協定」と言う）が合意されている。

一方、衛生植物検疫措置に関する規律についても基準・認証制度と同様の観点からウルグアイ・ラウンド農業交渉の一環として交渉され、最終合意においては、農業協定からは切り離された形で、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures）」（以下「SPS協定」という）として合意された。

なお、東京ラウンドのスタンダード・コードへの参加は、各国の任意に委ねられていたのに対して、ウルグアイ・ラウンドで合意された上記2協定は、ウルグアイ・ラウンド合意の一部として一括受諾が求められたため、対象国の大幅拡大という点も踏まえて規律の強化が図られた。

(2) 法的規律の概要

〔TBT協定〕

本協定は、①製品の特性又は関連の生産工程・生産方法（PPM：Processes and Production Methods）に関する遵守が法律等により国内的に義務づけられている基準（強制規格（Technical

regulations)), ② 産品又は関連の生産工程・生産方法に関する遵守が強制されていない基準 (任意規格 (Standards)), ③ 適合性評価手続 (Conformity assessment procedures; 認証手続 (ある産品が基準に適合しているかどうかを判断する手続) 及び認証機関の認定手続) が貿易上の不必要な障害とならないように、各国が基準及び適合性評価手続 (以下「基準等」と言う) を内国民待遇かつ最恵国待遇で外国産品に適用し、基準等を策定する際には国際規格をその基礎として用いることを規定している。また、基準等の制定及

び改正の際にWTO事務局に通報を行う等、透明性を確保することも規定している。

なお、本協定は、各加盟国が自国の中央政府、地方政府及び非政府のそれぞれの標準化機関に対してどのような義務を負うかについて、二段階に分けて規定している。すなわち、それぞれの標準化機関に上記の規定を遵守させることを確保しなければならない場合 (一次義務) と、遵守させることを確保するために利用し得る妥当な措置をとれば足りる場合 (二次義務) である (図表10-1)。

<図表10-1> 加盟国の義務

加盟国の義務 義務の主体	遵守を確保する義務 (一次義務)	遵守確保のために妥当な措置 をとる義務 (二次義務)
中央政府機関	①、②、③	
中央直下の地方政府機関 (都道府県レベル)	①及び③ (通報義務)	② ①及び③ (通報義務以外)
その他の地方政府機関 及び非政府機関		①、②、③

(注) ①：強制規格、②：任意規格、③：適合性評価手続
下線部は、スタンダード・コードと比較し、拡大 (③全般) 又は強化 (中央直下の地方政府機関における①の通報義務) された義務。

最後に、TBT協定上の強制規格の定義に関し、2000年から2001年に示されたパネル及び上級委員会の判断を紹介しておく (EUアスベスト・ケース (DS135))。本ケースでは、フランスが1997年1月より、消費者・労働者保護のため、一部の例外的許容を除き、アスベストを含有する産品の輸入・流通等を一般的に禁止した措置が、TBT協定を含むWTO協定違反になるか否かが争われた。TBT協定との関連では、フランスより、本措置はアスベストの禁止措置を決めるものであり、製品の規格を定めるものではなく、TBT協定の対象とはならないとの主張があった。この点について、パネルは、一般的禁止措置と例外的許容措置を切り離して判断し、例外的許容措置についてはTBT協定上の強制規格に該当するものの、一般的禁止措置については該当しないとした。上級委員会はこの点についてパネルの判断を覆し、本件

措置の一般的禁止と例外的許容の両側面を総合的に検討すべきだとして、本件措置はTBT協定上の強制規格に該当するとした。但し、パネルが一般的禁止措置をTBT協定適用外と判断し、TBT協定整合性に関する事実認定等を行っておらず、かつ、パネル先例も存在しないことを踏まえ、上級委員会は、この状況ではこれ以上の検討を行うことはできないとして、本件措置のTBT協定整合性については判断を行わなかった。

[SPS協定]

SPS協定は、衛生植物検疫措置が偽装された貿易制限となることを防止し、国際基準に基づいて各国の衛生植物検疫措置の調和を図ることを目的としている。その概要は以下のとおり。

① 人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度内において、科学的な原

則に基づいて衛生植物検疫措置を適用する（第2条第2項）。

- ② 同様の条件の下にある国の間で、恣意的又は不当な差別をしないことを確保する。国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で衛生植物検疫措置を適用してはならない（第2条第3項）。
- ③ 国際的な基準等がある場合には、別段の定めがある場合を除き、それに基づいて衛生植物検疫措置を採る（第3条第1項）。
- ④ 科学的に正当な理由がある場合等においては、関連する国際的な基準よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し、維持することができる（第3条第3項）。
- ⑤ 衛生植物検疫措置は、関連国際機関が作成した評価方法を考慮して行った危険性評価に基づいて行わなければならない（第5条第1項）。
- ⑥ 危険性の評価は科学的証拠等に基づいて行わなければならない（第5条第2項）。
- ⑦ 衛生植物検疫措置の保護水準について、恣意的又は不当な区別の設定によって、国際貿易に対する差別又は偽装された制限をもたらしてはならない（第5条第5項）。
- ⑧ 衛生植物検疫上の適切な保護の水準を達成するために必要である以上に貿易制限的であってはならない（比例原則、第5条第6項）。
- ⑨ 関連する科学的根拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他国が適用している措置から得られる情報等に基づき、暫定的な措置を採用することができる（予防原則、第5条第7項）。
- ⑩ 上記措置の透明性を確保するため通報義務を規定（第7条）。

(3) WTOにおける透明性の確保（通報）

WTOにおける基準・認証分野の規律は、措置の通報により透明性を高めることに重点を置いている。TBT協定及びSPS協定においては、各国が

新たな措置（強制規格、適合性評価手続又は衛生植物検疫上の規制）を導入する際、関連する国際規格・基準が存在しない場合又は当該国際規格・基準に準拠しない場合でかつ他の加盟国の貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある場合は、WTO事務局を通じて新たな措置の内容につき他の加盟国に通報し、他の加盟国からの意見提出期間を設けることを義務づけている。当該意見提出期間としては、60日を設けるよう別途勧告されている（なお、可能な場合は90日とすることが推奨されている）。

ここで、参考までにスタンダード・コード及びTBT協定下における通報の現状を見ると、1980年から2007年までに通報された件数は13,238件（うち日本からの通報は1,019件）に上っている（図表10-2）。また、意見提出期間として勧告されている60日以上意見提出期間を設定しているものは、2006年には全通報875件中562件（64%）、2007年には全通報1,030件中647件（63%）となっている（図表10-3）。

また、TBT協定（第2条12項）及びSPS協定（附属書B第2項）では、特に開発途上国の生産者がその産品を輸出先の新しい要件に適合させるための期間を与えるため、強制規格及び衛生植物検疫規制の公表から実施までの間に適当な期間を置くことが求められているが、2001年11月のドーハ第4回WTO閣僚会議において、当該期間は通常6か月以上であるとの解釈が合意された。

<図表10-2> 通報件数

参加国・地域	スタンダード・コード下		TBT協定下			総 計
	参加年	1980～1994年	1995～2006年	2007年	合 計	
豪州	1992	54	151	5	156	210
カナダ	1980	396	324	34	358	754
EU	1980	226	321	35	356	582
日本	1980	548	426	45	471	1,019
米国	1980	500	429	101	530	1,030
その他とも計		4,464	7,744	1,030	8,774	13,238

出典：GATT/WTO文書

<図表10-3> 意見提出期間別通報件数

参加国・地域	2006年				2007年			
	45日未満	45～59日	60日以上	*	45日未満	45～59日	60日以上	*
豪州	4	4	0	0	2	1	1	1
カナダ	1	6	27	3	3	11	19	1
EU	7	1	33	0	2	1	29	3
日本	7	5	22	0	11	6	28	0
米国	17	16	27	4	27	19	35	20
その他とも計	105	113	562	96	127	108	647	148

* 意見提出期限が明示されていないか、又はWTO事務局からの配布日には途過していたもの（緊急通報によるものを含む）。

出典：GATT/WTO文書

(4) 最近の動向（TBT協定関連）

①TBT協定 3年見直し

TBT協定第15条第4項には、TBT委員会が3年ごとに同協定の実施及び運用について検討する（「3年見直し」と呼ばれている）旨の規定があり、1997年に第1回、2000年に第2回、2003年に第3回、2006年に第4回の3年見直しが実施された。

第4回の3年見直しでは、協定の実施と運用、良き規制慣行（GRP：Good Regulatory Practice）、適合性評価手続、透明性、技術援助、特別のかつ異なる待遇等が議論された（G/TBT/19）。

以下、各項目の最近の動向を述べる中で、第4回3年見直しの結果にも適宜触れることとした。

②良き規制慣行（Good Regulatory Practice＝GRP）

第4回3年見直しにおいて、GRPの議論が、強制規格や適合性評価手続の立案、採択、運用に際する貿易上の不必要な障害の除去を図ることが再認識された。特に国内の規制政策において、規制当局が政策目的を達成する際に、既存の規制が維持されるべきか、また規制以外の適切なアプローチがないかの検討を行うことが重要であり、そのための手段として規制導入のインパクト評価（RIA：Regulatory Impact Assessments）が有効でありうることが留意された。更に、強制規格の形での規制をなるべく減らすべきであること、規制を性能規定化すること、国際規格や指針を活用することの重要性が指摘され、他の加盟国の規格

を同等なものとして受け入れること（協定第2条第7項）や、規制当局間及び他の利害関係者と連携すること等がGRPの要素として認識された。これらのGRPの経験を共有していくために、2008年3月のTBT委員会にあわせてGRPワークショップが開催されることが合意された。

③適合性評価手続

適合性評価手続については、第3回3年見直しでも議論が行われ、優先的な取組事項として、3年間にわたり作業計画に基づく情報交換が実施された。具体的には、TBT委員会にあわせて2004年7月の「適合性評価に関する特別会合」、2005年3月の「自己適合宣言に関するワークショップ」及び2006年3月の「適合性評価結果の受入れを含む適合性評価の異なるアプローチに関するワークショップ」を開催した。特に2005年のワークショップにおいては、自己適合宣言が適合性評価の1つの手法であるとの位置づけや、自己適合宣言の採用にあたり検討すべき事項（リスクレベル、行政コスト）、開発途上加盟国に対する自己適合宣言活用のための信頼性の構築に向けた技術援助の必要性、市場の信頼性の構築に向けた適合性評価インフラの構築の必要性などが述べられた。これらの結果を受け、更なる議論が第4回3年見直しで進められた。

第4回3年見直しでは、適合性評価手続に関するTBT協定上の規律（TBT協定第5～9条）の重要性を再確認した上で、関連する国際規格や指針又は勧告を用いること、他の加盟国で得られた適合性評価手続結果を受け入れることの重要性などが再確認された。特に、政府による指定を含む、外国の適合性評価の結果の片務的な承認が、適合性評価結果の受入れを容易にするための有効なアプローチであることが合意され、また、相互承認協定においては、域外指定システムを相互に導入することが効果的である点が盛り込まれた。更に、適合性評価手続の必要性や手続のタイプを決定する際の考慮事項について意見交換を行うことや自

己適合宣言の利点及び注意点（試買検査などの確立）、適合性評価機関の技術的能力を証明する手段としての認定の位置づけについても、議論が続けることが合意された。

④相互承認

政府間相互承認の取極めを、相互承認協定（MRA：Mutual Recognition Agreement）と呼ぶ。MRAが締結されることにより、従来輸入国内で適合性評価を受ける必要があったものが、当該手続を輸出国内で実施できるようになることから、適合性評価に伴う手続等の簡素化及びコストの削減が見込まれ、貿易の円滑化につながると期待されている。TBT協定の第6.3条においても、WTO加盟国は相互承認の合意のための交渉を行うことが奨励されている。

我が国は、これまでに(a)従来型（指定委任型）MRAと(b)域外指定型MRAを締結している。

(a)従来型（指定委任型）MRAには、「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」（対象：通信末端機器・無線機器、電気製品、医薬品GLP（優良試験所基準）、化学品GMP（優良製造所基準））と、「日・シンガポール新時代経済連携協定」（うち、相互承認部分は第6章（対象：通信末端機器・無線機器、電気製品））、「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（対象：通信末端機器・無線機器）が含まれる。従来型（指定委任型）MRAの協定では、安全確保等を目的として製品等に対して設定される技術基準や適合性評価手続が、国の間で異なる場合であっても、輸出国政府が指定した第三者機関（適合性評価機関）が輸入国政府の関係法令に基づいて適合性評価を行った場合、輸入国政府はその評価結果を自国で実施した適合性評価と同等の保証が得られるものとして受け入れる。

そのため、輸出国政府が輸入国政府の関係法令に基づき輸出国内の適合性評価機関の指定・監督を行う必要がある。

(b)域外指定型MRAでは、輸出国にある適合性評価機関を輸入国政府が自国の関係法令に基づき直接指定し、輸出国側の適合性評価機関が輸入国政府の関係法令に基づいて行った適合性評価の結果を相互に受け入れる。

域外指定型MRAは、輸入国政府が輸出国内の適合性評価機関の指定・監督を輸入国内の適合性評価機関に用いる関係法令に基づいて行うため、輸出国政府の行政負担は小さいというメリットがある。

日本はこれまでに域外指定型MRAについて、タイとの間で締結（対象：電気製品）、フィリピンとの間で署名（対象：電気製品）をしており、今後はその他の国との間での域外指定型MRAの締結を検討している。

このようなことを背景として、TBT委員会における第4回3年見直しでは、政府間相互承認協定に関して、加盟国間での発展レベルの違い、コスト、不透明性、最恵国待遇ではない性質等による困難が存在することを確認した上で、国際規格や指針、勧告を用いることや、適合性評価手続の更なる整合化が、相互承認協定の合意を円滑にすることが再確認された。更に、政府が同じ分野において域外指定システムを相互に導入することが、費用対効果の高い協定となりうることが留意された。

これは、第4回3年見直し報告書に関する、我が国の提案ペーパーの意見が反映されたものである。

（注）我が国提案ペーパー（2006年3月）（G/TBT/W/263）

i) 適合性評価に関する国際規格や指針の使用促進、ii) 外国の適合性評価機関の適合性評価結果を受け入れる域外指定スキームの推奨、iii) 加盟国が域外指定スキームを同じ分野においてそれぞれ導入することが相互承認協定の一形態であることの理解促進、iv) 開発途上国の国際標準化活動への参加促進等について提案をしたもの。

第4回3年見直しでは、この他にも、国内の適合性評価機関と外国の適合性評価機関の間で行われる任意の相互承認取り決めの存在が適合性評価結果の受入れを促進しうることが確認され、既存の政府間相互承認協定の運用状況や、政府間相互承認協定の費用対効果、また、任意の相互承認取極めやその規制当局への利用に関して更に情報交換をしていくことが合意された。

⑤透明性

TBT協定は、国内規格策定過程における透明性を確保を目的として、各国において基準・認証制度を策定する際には、その原案の概要等をWTO事務局経由で他の加盟国へ通報し、他の加盟国からの意見を受け付けるための期間を設けること等を義務づけている。第4回3年見直しにおいては、TBT協定第2.9.1条及び第5.6.1条に基づく事前意図公告の公表方法が統一されていないことが留意され、これらの公表方法について検討していくことが合意された。また、TBT通報が行われた強制規格案及び適合性評価手続案へのアクセスを促進するため、通報フォームにアクセス方法などの情報を提供することが奨励された。更に、TBT通報に関する意見受付期間の長さは「少なくとも60日、可能な場合は90日」であること、強制規格の公表と実施との間は「少なくとも6か月の期間を置くこと」が再確認された上で、意見受付期間終了から強制規格及び適合性評価手続の公布との間には「十分な期間を設ける」ことが奨励された。

⑥技術援助

TBT協定第11条に規定される適切な技術援助の実施には、開発途上加盟国のニーズに応じた援助が必要との各国の認識に基づき、第3回3年見直しにおいては、現在及び将来の技術援助活動に関する提供国及び被提供国の任意の通報に基づく情報調整メカニズムの構築を検討すること等が合意された。これを受けて、2005年11月に「特定の

技術援助に関するニーズと応答に関するフォーマット」が合意され、このフォーマットを活用した任意の通報制度の試行が開始されている。第4回3年見直しでは、この通報制度の活用が奨励された。なお、この通報制度の運用については、2007年11月にレビューが行われ、その結果、現行のフォーマットを継続して使用することが合意された。更に、効果的な技術支援を実施していくために、技術協力の経験についてワークショップ等を通じ情報交換を行っていくことが有用であることが確認された。

⑦特別のかつ異なる待遇

第4回3年見直しにおいては、強制規格及び適合性評価手続を立案する際に、特別のかつ異なる待遇をどのように考慮したかに関する情報を含め、開発途上加盟国に与えられた特別のかつ異なる待遇をTBT委員会へ知らせること、開発途上国は、そのような待遇の有用性と利点に関する評価を行うことが奨励された。

⑧ラベリング

消費者への判断材料の提供を目的としたラベリングの使用が世界各国において増加傾向にあり、TBT委員会においても各国の個別ラベリング制度が多数取り上げられている。このような各国の多様なラベリング制度が貿易障壁となり得るため、その規律が必要であるとして、第2回3年見直し以降、議論が進められてきた。なお、第2回見直しにおいては、EUより、ラベリングに関する多角的なガイドライン作成のための作業計画が提案されたが、同ガイドラインが偽装された貿易制限の手法としてのラベリングを正当化する形で用いられることを警戒する開発途上国の反対が強く、合意には至らなかった経緯があり、議論が継続されることの必要性が言及されるにとどまった。

こうした状況の下、TBT委員会においては、引き続きルールの一層の明確化を求めるEU・ス

イス等と、これを不要とする米国や開発途上加盟国等との間で厳しい対立が見られたところ、2002年3月及び6月のTBT委員会におけるカナダ・我が国・EU等からの提案ペーパーをきっかけとして事実把握の必要性が認識されることとなった。同年10月のTBT委員会では、これまでに行われた各国からの通報及び委員会で提起されたラベリング案件に関する事実ベースのとりまとめペーパーが事務局より示された。また、2003年10月には、ラベリングに関する理解を深めるためのラーニング・イベント（個別ラベリング制度の是非を検討する場とすることに開発途上国を中心に反対が強かったことから、各国が他国の事例を学習するという意味で、ワークショップではなく、ラーニング・イベントと呼ばれることとなった）が開催された。

第3回3年見直しでの議論は、従来同様にルールの一層の明確化と作業計画の策定を主張するEU・スイス等と、これに強く反対する米国や開発途上加盟国等との間に対立があり、結果として、第2回見直しと同様に、議論継続の必要について言及するにとどまることとなった。

（注）我が国提案ペーパー（2002年6月）

産業界へのヒアリングを基に事実分析を行い、既存の国際標準化機関との連携による国際標準化の推進、TBT協定附属書3（任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準）の受入れの必要性、及び性能規定化の推進を提案したもの。

また、環境ラベリング制度については、WTOの「貿易と環境に関する委員会（CTE）」においても議論が行われている。環境ラベリング制度は、環境に優しいことを示すラベルを製品に付けることにより、製品の環境上の利点を消費者に伝え、環境保護に配慮した製品の市場拡大に貢献することを目指すものであり、我が国をはじめ、先進国を中心として導入されているものである。

環境ラベリング制度の評価を巡っては、環境保護の見地から有用性を強調し、貿易阻害効果も少

ないとする一部先進加盟国（EU、スイス等）と、その貿易阻害効果に危惧を示す米国及び開発途上国との意見が対立しているが、その実施にあたっては透明性確保が重要であり、今後その問題を十分議論する必要があるとの認識では各国一致している（但し、いかなる委員会で議論を進めるかについては、CTEで行うべきとする立場とTBT委員会で行うべきとする立場に違いがある）。

環境ラベリングがTBT協定の対象であれば、同協定の適用を通じて透明性が確保されることとなるが、産品の特性に関連しない生産工程・生産方法（PPM）に着目した強制ラベリングがTBT協定の対象とされるかについては、各国の解釈が分かれている。例えば、環境ラベリングの認定方法として近年増えつつあるライフ・サイクル・アセスメント（LCA：Life Cycle Assessment、製品の設計段階から廃棄に至るまでの全段階での環境へのプラス・マイナス面の影響を総合的に評価する考え方）においては、産品自体の持つ環境特性（省エネ性等）に加え、製造過程での廃液、フロン使用といった産品の特性に関連しない可能性があるPPMにおける環境特性を評価対象としている。なお、PPMに基づく強制ラベリングについては、GATTの基本理念（同種の産品に対する同一待遇の確保）との整合性の観点からの指摘もあった。

第4回3年見直しにおいても、ラベリングについて項目化して議論すべきという案が出たが、第2回及び第3回3年見直しにおいて十分議論されたとして項目化はされなかった。

（5）経済的視点及び意義

各国の基準・認証制度に大きな差異が見られる場合、輸出側が各国の規制に個別に適応する必要があることから、それらが国際的に整合化されている場合と比べ、製造・販売に余分なコストを要し、自由貿易の円滑な発展を阻害するおそれが高い。また、当該措置が内外差別的効果や数量制限的効果を有している場合には、国際貿易を不当に歪曲する可能性も大きい。自由貿易を一層推進するためには、今後、基準・認証制度の国際的整合化を推進するとともに、制定・運用に関する透明性の向上及び内外無差別を確保することが不可欠である。

また、衛生植物検疫制度は、国外からの疾病及び病害虫の進入を防止することを目的に、その輸出国における発生状況及び輸入国における発生状況などを考慮して、科学的・技術的根拠に基づき必要な措置を採るものである。したがって、各国の衛生植物検疫制度には、自ずと差異が見られるが、これらが国際貿易に対する偽装された制限としないことが必要である。

2. 主要ケース

（1）EU—イワシに関するラベリング規制（TBT協定—DS23）

EUは、1989年6月、缶詰イワシに関し、EU域内ではヨーロッパマイワシ（*Sardina pilchardus*）から製造されたものに限り、「イワシ（Sardine）」との表示を付して販売することができるとする規則（No. 2136/89）を定めた。本規則により、ヨーロッパマイワシ以外のイワシに、例えば「○○産イワシ（Sardine）」といった表示をすることが

認められないこととなった。

なお、1978年にFAO/WHO合同食品規格委員会で採択されたイワシ製品に関する規格（以下「Codex規格」という。）では、缶詰イワシは、ヨーロッパマイワシとペルー産マイワシ（*Sardinops sagax*）を含む21種類の鮮魚若しくは冷凍魚から製造されたものを言うたされている。また、製品のラベリング要件に関しては、単なる「イワシ（Sardine）」と表示できるのはヨーロッ

パマイワシのみであり、ペルー産マイワシを含むその他の20種類のマイワシについては、国名や地域、種名等を併記した「〇〇イワシ (Sardine)」と表示すべきことを定めている。

ペルーは、2001年3月、自国の産品につき「イワシ (Sardine)」を含む表示を一切認めないとする本規則は、関連する国際規格を強制規格の基礎として用いることを求めるTBT協定第2.4条等に違反するとして、GATT第22条に基づく協議を要請、同年7月にはパネルが設置された。

本件の主たる争点は、①本規則がTBT協定上の「強制規格」に該当するか、②Codex規格がTBT協定第2条第4項に言う「関連する国際規格」に該当するか、③関連する国際規格を本規則の基礎として用いることが追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合 (TBT協定第2条4項) に該当するか、であった。

パネルは2002年5月に報告書を配付し、①本規則はTBT協定上の「強制規格」に該当する、②本規則とCodex規格が共に缶詰イワシという同じ産品を扱い、本規則がCodex規格に対応するラベリング要件を定めていること等から、Codex規格はTBT協定上の「関連する国際規格」に該当するが、Codex規格は本規則の基礎として用いられていない、③提訴国側は、関連する国際規格が存在し、当該国際規格が問題となっている強制規格の基礎として用いられていないことを示せば足り、「関連する国際規格が、追求される正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でない場合」に該当するか否かの举证責任は措置国側にあるとした上で、本件において、Codex規格が本規則の追求する正当な目的を達成する方法として効果的でなく又は適当でないことはEUによって立証されており (加えて、ペルーはCodex規格が正当な目的達成のために効果的で適当であることを示す十分な証拠と法的根拠を提示しているとの判断も示した)、本規則はTBT協定第2条第4項に違反すると認定した。

EUはパネルの判断を不服として、2002年6月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は同年9月に報告書を配付し、正当な目的を達成する方法としてCodex規格が効果的で適切であることの举证責任は提訴国であるペルーが負うとしたが、その余の点についてはパネルの判断を支持し、本規則はTBT協定第2条第4項に違反すると認定した。同年10月、同報告書が採択され、紛争解決機関 (DSB) はEUに対し、本規則をTBT協定に整合的なものとするよう勧告した。その後、2003年7月に和解が成立した。

(2) EU—肥育ホルモン牛肉の輸入禁止 (SPS協定—DS26)

1985年12月、EUは、消費者の不安等を理由にホルモンを使用した食肉の輸入を1988年1月から禁止することを決定した (域内での使用禁止については1988年3月に決定)。米国は、係るEUの決定は、科学的根拠がなく、スタンダード・コード第7条第2項違反であるとしてGATT第23条協議を要請していたが、EUは、当初予定から1年遅れの1989年1月から肥育ホルモン剤を使用した食肉の輸入を全面禁止した。このため、米国は、同年1月より通商法301条に基づく制裁措置 (牛肉、トマト調整品、コーヒー、アルコール飲料、ペットフード等) に対する100%の関税引き上げ (9,000万ドル相当) を発動した。

こうした事態の解決が図られないまま、1995年6月、米国は、EUの上記輸入禁止措置には科学的根拠がなく、GATT及びSPS協定違反であるとして、1995年末までに本件が解決されない場合には、WTOの紛争処理手続に持ち込む意向を表明した。

これに対して、EUは、科学者、消費者団体等からなる「肥育ホルモンに関する科学会議」を開催、1996年1月の同会議レポートは「天然及び合成ホルモンの使用が人の健康に危険を及ぼすという証拠はない」旨を結論づけたが、EU農相理事会は、輸入禁止措置の継続を決定した。

このため、米国は、EUの措置はGATT第3条及び第11条並びにSPS協定第2条、第3条及び第5条等に不整合であるとして、1996年1月にGATT第22条に基づく協議を要請、同年5月にはパネルが設置された（同年7月にカナダもEUに対し別途GATT第22条協議を要請、同年10月には米国とは別にパネルが設置された）。これに伴い、米国は前述の対EU制裁措置を解除した。

パネルは1997年8月に報告書を配付し、肥育ホルモン牛肉の輸入禁止は、国際的な基準に基づいていないとした上で、危険性の評価にも基づいておらず、また、国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものであるとして、SPS協定第3条第1項並びに第5条第1項及び第5項に違反すると認定した。

EUはパネルの判断を不服として、1997年9月に上級委員会への申立てを行った。上級委員会は1998年1月に報告書を配付し、EUの措置は国際貿易に対する差別又は偽装した制限をもたらすものではないとしてSPS協定第5条第5項には違反しないとしたが、EUの措置が十分な危険性の評価に基づいていないという点については、パネルの判断を支持し、SPS協定第5条第1項に違反すると認定した。なお、パネルが国際的な基準よりも高い水準の検疫措置を導入又は維持するための要件を満たしているか否かの举证責任は措置国（EU）にあるとしたのに対し、上級委員会は提訴国（米国）にあるとの判断を行った。

1998年2月に上級委員会の報告書が採択され、DSBはEUに上級委員会報告を踏まえた適切な措置を講ずるよう勧告した。

これに対し、EUは1999年5月までに当該勧告に従い関係する措置をWTO整合的なものとする事となった。しかしながら、実施期限を迎えてもEUが輸入禁止措置を撤回しなかったことから、同年5月14日、米国及びカナダはWTOに対して、EUからの輸入品に対する2億200万ドル及び7,000万ドルに相当する譲許の一時停止の承認を求めた。同年7月12日、WTOはEUの牛肉輸入禁止措

置による米国及びカナダの経済被害額が1億1,700万ドル及び1,130万ドルに相当するとの仲裁結果を公表し、この結果に基づく譲許停止がDSBによって許可されたことから、米国はWTOの手続に従って同年7月29日以降、カナダは同年8月1日以降の関税率の引き上げを実施した。

EUは2003年10月、従来のホルモン牛肉の輸入禁止措置を改正し、科学的なリスク評価手続を導入したことを理由に、DSBに対して、パネル・上級委員会の勧告を履行した旨通報を行った。しかし、米国及びカナダはEUの新措置が依然としてSPS協定に違反しているとして関税率の引き上げを継続したため、EUは米国及びカナダによる対抗措置の継続はGATT及びDSUの規定に反するとして、2004年11月に両国に対し協議要請を行い、2005年1月にパネルが設置された（DS320：米国—譲許停止継続パネル）。その後、2008年3月にパネル報告書が配布されたが、これを不服として同年5月にEUは上級委員会に上訴した。同年10月に上級委員会の報告書が配布され、上級委員会は米国及びEUに対し、EUがSPS協定違反である旨の判示に従い非整合の措置を改めたか、また、米国がWTO協定上の義務の停止を継続していることが正当化されるか否かについての米国、カナダ、EU間の相違を解決するため、早急に履行パネルを開始する旨、DSBが当事者に求めるよう勧告した。